

香川県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するため、香川県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(支援対象者)

第2条 協議会が支援する者は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等であつて、複数の機関等が連携して総合的に支援する必要があるもの（以下「支援対象者」という。）とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、香川県健康福祉部 子ども政策推進局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者の支援方策に関すること。
- (2) 支援対象者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) 支援対象者に対する関係機関等の相互連携・協力に関すること
- (4) 支援対象者の支援に関する調査研究、研修及び広報啓発に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(子ども・若者支援調整機関)

第5条 知事は、法第21条第1項の規定に基づき、子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として香川県健康福祉部 子ども政策推進局 子ども政策課を指定する。

- 2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

(会議)

第6条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、関係機関等の代表者によって構成する。

- 2 代表者会議は、協議会の基本的な運営方針について協議する。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、関係機関等の実務担当者により構成する。ただし、議題に関連する関係機関等の実務担当者によってのみ開催することができる。

- 2 実務者会議は、個別ケース検討その他協議会の目的を達成するために必要な具体的事項について協議する。

(会議の開催)

第9条 代表者会議は、会長が招集し、実務者会議は調整機関の長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、会議への出席等、必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた者は、会議で知り得た個人情報
を漏らしてはならない。

(秘密保持義務等)

第10条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定に違反した者は、法第34条の規定に基づく罰則が適用される。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

分野	関係機関 等	
	代表者会議	実務者会議
教育	香川県教育センター 香川県総務学事課	香川県教育センター 香川県総務学事課
保健福祉・ 医療	香川県 健康福祉部 健康福祉総務課 香川県 子ども政策推進局 子ども家庭課 香川県 健康福祉部 障害福祉課	香川県東讃保健福祉事務所 香川県小豆総合事務所 香川県中讃保健福祉事務所 香川県西讃保健福祉事務所 香川県子ども女性相談センター 香川県西部子ども相談センター 香川県立斯道学園 香川県精神保健福祉センター 香川県ひきこもり地域支援センター 「アンダンテ」 香川県発達障害者支援センター 「アルプスかがわ」
雇用	香川県 商工労働部 労働政策課 香川労働局	かがわ若者サポートステーション 県内公共職業安定所 香川障害者職業センター
警察	香川県警察本部生活安全部少年課	香川県警察少年サポートセンター 香川県警察中讃少年サポートセンター
矯正・ 更生保護	高松保護観察所 高松少年鑑別所	高松保護観察所 高松少年鑑別所
市町		県内市町
団体	香川県社会福祉協議会	県内市町社会福祉協議会 香川県臨床心理士会 NPO 法人 KHJ 香川県オリーブの会 一般社団法人 hito.toco（ヒトトコ） NPO 法人 マインドファースト 地域の家ココカラハウス
調整機関	香川県 子ども政策推進局 子ども政策課	